



## 被災者生活再建支援事業

- ▲ 事業概要
- ▲ 支援金支給概要

# 支援金支給概要

## 支援金の支給額

支援金の支給額は以下の2つの支援金の合計額となります(中規模半壊世帯を除く)。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位: 万円)

区 分		基礎支援金		加算支援金		計
		住宅の被害程度		住宅の再建方法		
		①		②		①+②
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	100	100	
			補修	50	50	
			賃借	25	25	
単数世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	
	中規模半壊世帯	-	建設・購入	75	75	
			補修	37.5	37.5	
			賃借	18.75	18.75	

## 支援金の申請・支給

### 申請窓口

申請をする際は、被災者生活再建支援金支給申請書に必要な書類を添えて、被災当時にお住まいの市区町村に申請してください。

### 申請時の添付書類

			全 壊		大規模 半 壊	中規模 半 壊
			半壊 解体	敷地被害 解 体		
基礎支援金 ※中規模半壊の場合 は加算支援金	①	罹災証明書	○	○	○	○
	②	解体証明書		○	○	
		減失登記簿謄本		○	○	
		敷地被害証明書類			○	
	③	住民票	○	○	○	○
④	預金通帳の写し	○	○	○	○	
加算支援金	⑤	契約書等の写し	○	○	○	○


### 申請期間

- ① 基礎支援金: 災害発生日から13ヶ月以内
- ② 加算支援金: 災害発生日から37ヶ月以内

※ 申請に当たっては、都道府県もしくは市区町村の担当窓口にお問い合わせ下さい。

## 制度の詳しいご案内

### パンフレット

 [自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度](#)

### 申請書

 [被災者生活再建支援金支給申請書](#)

### 関連リンク

[内閣府\(「内閣府 防災情報のページ」へリンクします。\)](#)

※ 申請書の記入にかかる個別のお問い合わせは、お住まいの市区町村の担当窓口にご相談下さい。

#### 都道府県会館について

#### 交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線・半蔵門線
  - ・永田町駅: 5番出口より
  - 地下連絡通路を経て徒歩約1分
- 東京メトロ南北線

■所在地  
〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-6-3



- ・永田町駅: 9番b出口より  
地下連絡通路を経て徒歩約1分(地下1階出入口)
- 東京メトロ丸の内線・銀座線
- ・赤坂見附駅: D番出口より青山通り  
(国道246号)を上がり徒歩約5分(1階出入口)



各階案内

▲ 財団概要

目的・事業内容・沿革

組織図・評議員及び役員等名簿

業務・財務資料

入札情報

▲ 被災者生活再建支援事業

事業概要

支援金支給概要

▲ 都道府県有物件災害共済事業

建物共済事業・機械損害共済事業

▲ 都道府県会館会議室のご案内

会議室利用ガイド

会議室一覧

▲ 都道府県会館のご案内

各階案内

都道府県東京事務所等・入居関係団体等・入居テナント等一覧

▲ PageTop